# 熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業者募集要項

熊取町では、民間事業者等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用し有料で広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

# 1 募集内容

(1)業務名称

熊取町広告付き庁舎案内板等設置業務

(2) 業務内容

別紙「熊取町広告付き庁舎案内板等設置業務仕様書」のとおり

- (3) 設置場所
  - · 熊取町役場 本館 1階 風除室
  - JR熊取駅東西自由通路壁面 別紙「設置場所図」参照
- (4)業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、業務期間満了の1ヶ月前までに、本町及び設置事業者の双方から特段の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件で、更に1年更新するものとする。なお、更新については、当初業務開始年から令和13年3月31日までとする。

## 2 施設の概要

(1)名称	(1)名称
熊取町役場	JR熊取駅東西自由通路
(2)所在地	(2)所在地
泉南郡熊取町野田一丁目1番1号	泉南郡熊取町大久保中一丁目404番13他
(3) 開庁時間	(3)施設の特徴
午前9時00分~午後5時00分	JR熊取駅乗車客数(1日平均) 9,964人
	(令和7年3月31日時点)
(4) 閉庁日	
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始	
(12月29日~1月3日)	
(5)施設の特徴	
町職員数 327名(令和7年4月1日現在)	
人口 42,244人(令和7年8月末日現在)	

# 3 掲載できない広告

「熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業に関する要領」第10条に定める広告。

#### 4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 大阪府内に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 国税(町内業者においては町税)の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと
- (4) 広告事業又は、これに類する事業の取り扱い実績があること。

- (5) 参加申込書の提出日において、熊取町入札参加停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある 団体に属するものでないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないものであること、及び熊取町契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- 5 募集要項等の配布期間、場所

令和7年10月15日(水)から令和7年11月4日(火)まで

熊取町ホームページからダウンロード

(熊取町ホームページ⇒各課の情報→総務課→お知らせ⇒熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業 者募集)

- 6 申込方法等
  - (1) 申込受付期間

令和7年10月22日(水)から令和7年11月4日(火)までの、午前9時00分から午後5時00分まで

※ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除きます。

※詳細については仕様書の問い合わせ先へ。

(2) 申込受付場所

泉南郡熊取町野田一丁目1番1号 熊取町役場 北館2階 総務課

- (3) 申込に必要な書類
  - ① 申込書(様式第1号)
  - ② 誓約書 (様式第2号)
  - ③ 広告事業実績調書(様式第3号)
  - ④ 価格提案書(様式第4号)

注意)熊取町役場とJR熊取駅自由通路壁面の金額を合算したものを記載してください。 どちらか一方だけの申込みはできません。

⑤ 企画書(様式任意)

主として次の事項を記載又は添付してください。

- ・ 設置位置図及び設置立面図 (寸法等記入)
- ・ 庁舎案内図、広告部分及び行政情報掲載枠の配置、サイズ、デザインに関すること
- ・ 庁舎案内図及び広告部分の掲載情報等の案、更新及び貼替えに関する取扱
- ・ 電気を使用する場合は、機器の消費電力 (W)
- ・ 保守管理及び緊急時の対応に関すること
- ・ 設置準備作業を含む業務全体のスケジュール
- ・ その他、住民サービスの向上が見込める機能、設備等の提案などの企画内容
- ⑥ 印鑑登録証明書(法人の代表者印鑑証明書)(原本)【発行後3か月以内のもの】
- (7) 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(写し可) 【発行後3か月以内のもの】
- ⑧ 納税証明書【発行後3か月以内のもの】

## ⑨ 事業概要

(ア) 会社概要 (イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

※⑤企画書は7部を、⑤以外の書類は各1部を提出してください。

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。 (郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。)

## 7 質疑書の提出

(1) 質疑書受付期間

令和7年10月15日(水)から令和7年10月20日(月)午後5時まで

(2) 質疑書の提出方法

書面(様式第5号)によりFAX(072-452-7103)にて提出してください。

(3) 回答方法等

令和7年10月21日(火)付けでFAXにより回答します。

## 8 選定方法

要領等の規定に基づき、本町職員により構成される選定委員会において、応募書類に基づき審査し、仕様書に合致しており、かつ企画内容に基づき優秀なものを選定します。

#### 9 選定結果

選定結果については令和7年11月20日(木)までに応募者へ書面にて通知書を発送します。

### 10 使用許可の手続き

設置業者に決定した者は令和7年12月5日(金)までに、次の書類を提出してください。

## ≪行政財産使用許可申請書書類≫ ※提出部数1部

- ① 行政財産使用許可申請書(熊取町指定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する案内板(寸法、消費電力のわかるもの)

# 11 選定の取消

熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業に関する要領第12条に該当する場合は事業者の選定取消 を行います。

## 12 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書に定めるもののほか、熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業 に関する要領を熟読してください。
- (2) 応募者は、申込において、この募集要項に適合しない場合又は提出された書類に虚偽の内容が 記載されている場合は、失格となります。
- (3) 提案に要する一切の費用については、応募者の負担とします。
- (4) 応募者は、設置事業者の選定後において、この募集要項等の内容について、不明または錯誤を 理由に異議申し立てできません。また選定結果についても異議申し立てできません。
- (5) 提出された書類は、原則として返却しません。